


「牧野博士の新休日」ロゴマーク使用規程の一部を改訂する新旧対照表

新	旧
<p>「牧野博士の新休日」<u>ロゴマーク</u>使用規程（抜粋）</p>	<p>「牧野博士の新休日」<u>ロゴ</u>使用規程（抜粋）</p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、「牧野博士の新休日」<u>ロゴマーク</u>（以下「ロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。</p> <p>第2条～第7条 省略</p> <p>（第三者に対する権利侵害）</p> <p>第8条 第2条の許可を受けた者（以下「許可使用者」という。）は、ロゴの使用に当たり、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の権利を侵害してはならない。</p> <p>2 協議会は、許可使用者のロゴの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。許可使用者がロゴの使用により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、その侵害について一切の責めを負わないものとする。</p> <p>3 許可使用者は、ロゴを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。</p> <p>4 許可使用者が、ロゴの使用に際して、故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、「牧野博士の新休日」<u>ロゴ</u>（以下「ロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。</p> <p>第2条～第7条 省略</p> <p>（第三者に対する権利侵害）</p> <p>第8条 第2条の許可を受けた者（以下「許可使用者」という。）は、ロゴの使用に当たり、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の権利を侵害してはならない。</p> <p>2 協議会は、許可使用者のロゴの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。許可使用者がロゴの使用により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、その侵害について一切の責めを負わないものとする。</p> <p>3 許可使用者は、ロゴを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。</p> <p>4 許可使用者が、ロゴの使用に際して、故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。</p>

5 ログの一部として使用している図形「」は、牧野一淳氏の登録商標（商標登録番号 6687443）である。この登録商標は、ログの一部として使用する場合のみ使用を認められており、許可使用者が、ログ以外の用途で許可なく無断で使用するなど、登録商標の権利を侵害してはならない。

第9条～第16条 省略

附則

この規程は、令和4年8月25日から施行する。

附則

この規程は、令和5年7月26日から施行する。

第9条～第16条 省略

附則

この規程は、令和4年8月25日から施行する。